平成30年 8月10日

久 留 米 税 務 署

～事業者の皆様へ～

# 「消費税軽減税率制度説明会」のご案内

税務行政につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年10月１日から、消費税及び地方消費税の税率が８％から10％に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

そこで、久留米税務署では、事業者の皆様を対象に、制度の概要や軽減税率の対象品目等について説明する「消費税軽減税率制度説明会」を下記のとおり開催します。

是非、お気軽にこの機会をご利用くださいますようご案内申し上げます。

記

○　開催日時　別紙のとおり

○　開催場所　久留米税務署　会議室（別紙）

○　申込方法　開催日の前日までに、下記担当課に直接お電話によりお申込みください。
お申込みの際に、住所、氏名（事業所名）と参加人数をお伺いします。
＊会場の都合上、１回の説明会における定員を25名とさせていただきます。
＊開催日によっては、他の日時へ変更をお願いする場合があります。

この文書について、ご不明な点がありましたら担当課までご連絡ください。

| | | |
|---|---|---|
| 担当課 | 久留米税務署 総務課 | ☎0942－32－4461（内線2221） |

この文書に関する電話でのお問い合わせの際は、自動音声案内に従い、「当税務署にご用の方（２番）」を選択（プッシュ又はダイヤル）してください。